

# 東海大学健康クラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、東海大学健康クラブと称する。

(事務所)

第2条 東海大学健康クラブ（以下「本クラブ」という。）の事務所は、伊勢原市下糟屋143番地、東海大学伊勢原校舎内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、伊勢原市民の健康・体力増進に関わる事業と東海大学学生の資質の向上及び当該事業の推進に関する調査・研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 伊勢原市民の健康・体力の維持・増進に関する研究及び事業
- (2) 総合型地域スポーツクラブの運営に関する調査・研究
- (3) 学生の学習環境の向上及び学習フィールドの提供に関する研究及び事業
- (4) その他前条の目的を達成するための必要な調査・研究

(会員)

第5条 本クラブの会員は、次の4種とし、正会員をもって表決権を有する会員とする。

(1) 正会員

本クラブの目的に賛同し入会した東海大学に所属する教職員

(2) 市民会員

本クラブの目的に賛同し、入会した市民

(3) 地域会員

本クラブの目的に賛同し、入会した地域関係団体の役員及び行政関係職員

(4) 賛助会員

本クラブの目的に賛助して活動のための諸支援を行う個人及び団体

(役員)

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 1名

2 本クラブに相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 本クラブは、正会員をもって次の方法で役員を選出をする。

- (1) 会長は、会員の互選により決定する。
- (2) 副会長、会計、書記及び監事並びに必要な役員は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 本クラブの役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- (4) 書記は、会議を記録し、これを整備、保管する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 相談役は、会長の求めに応じ必要な相談に応じる。

(役員の仕事)

第9条 本クラブ役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 本クラブ役員が欠けたときは、補欠役員を指名できる。補欠委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第10条 本クラブの会議は、正会員及び地域会員による総会及び役員会とし、会長が招集し、議事を進行する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び予算に関する審議に関する事
- (3) 事業報告及び決算に関する承認に関する事
- (4) その他重要事項に関する事

3 役員会は、必要に関する事項を審議する。

4 会議の議事は、出席正会員の過半数の賛否をもって決する。

(会計)

第11条 本クラブの会計は、次の掲げるものをもってこれにあてる。

- 1 会費
- 2 委託金
- 3 補助金
- 4 寄付金
- 5 その他の収入

(会計年度)

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 本クラブ会員の1会計年度あたりの会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 市民会員 1,000円
- (3) 地域会員 0円
- (4) 賛助会員  
個人会員 1,000円  
団体会員 10,000円

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年7月8日の総会にて承認を得た。
- 2 第12条に定める会計年度は、規約成立の日から直近の3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年5月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 平成22年7月8日からの役員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年5月12日から施行する。